



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表  
平成22年 4月12日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 山内 忠 主任需給調整指導官 田中 稔
	電話 06-4790-6316 FAX 06-4790-6309

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：石井 淳子）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主及び特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、長期間にわたり、出向と称して職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）等に違反し、多重派遣を行っていた。

### 記

#### 第1 被処分派遣事業主

##### 1 被処分一般労働者派遣事業主

名 称	株式会社クリハラント
代表者の職氏名	代表取締役 嶋田 雅景
所在地	大阪府大阪市西区靱本町1丁目11番7号
許可に関する事項	許可年月日 平成21年2月1日 許可番号 般27-301562

##### 2 被処分特定労働者派遣事業主

名 称	株式会社木内計測
代表者の職氏名	代表取締役 久積 雅生
所在地	大阪府大阪市天王寺区清水谷町4番12号
届出に関する事項	届出受理年月日 昭和61年9月1日 届出番号 特27-010094

#### 第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
（改善命令の内容は下記第4のとおり）

### 第3 処分理由

#### 1 株式会社クリハラントに関して

(1) 株式会社クリハラントは、平成19年4月1日から同年11月26日までの間、出向と称して、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主Cから、延べ154人日の労働者派遣の役務の提供を受けるとともに（労働者派遣法24条の2）、この派遣労働者について、法定の除外事由がないのに、出向と称して供給先Aに対する労働者供給事業を行い、供給先Aを経由して、青森県内の就業場所において、供給先Bの指揮命令の下で工場内の計装設備の保全業務に従事させたこと。（職業安定法44）

(2) 株式会社クリハラントは、平成19年11月27日から平成20年7月31日までの間、出向と称して、派遣元Cから延べ164人日の労働者派遣を受けたが、

- ① 当該労働者派遣は、定められた事項について派遣契約締結時に書面に記載せず、派遣元に抵触日を通知せず、派遣先責任者の選任及び派遣先管理台帳の作成を適正に行わず、派遣可能期間を超えたものであったこと。（労働者派遣法26①、26⑤、40の2①、41、42①）
- ② 上記派遣に係る派遣労働者について、法定の除外事由がないのに、出向と称して、供給先Aに対する労働者供給事業を行い、供給先Aを経由して、青森県内の就業場所において、供給先Bの指揮命令の下で工場内の計装設備の保全業務に従事させたこと。（職業安定法44）

#### 2 株式会社木内計測に関して

(1) 株式会社木内計測は、平成19年4月1日から平成20年7月31日までの間、派遣先Aが出向と称して、青森県内の就業場所において、派遣労働者を供給先Bの指揮命令下で同工場内の計装設備の保全業務に従事させることを知りながら、派遣先Aに対し出向と称して延べ531人日にわたる労働者派遣を行ったが、

- ① 当該労働者派遣は、その雇用する労働者に労働者派遣の対象とする旨を明示せずその同意を得ず、就業条件等の明示もせず行われたもの（労働者派遣法32②、34①）であるとともに、
- ② 定められた事項について派遣契約締結時に書面に記載せず、派遣先から抵触日の通知を受けず、派遣先に対し定める事項を通知せず、派遣元管理台帳を適正に作成せず、派遣先及び派遣労働者に対して派遣停止の通知を行わず、派遣可能期間を超えて行われたものであったこと。（労働者派遣法26①、26⑥、35、35の2①、35の2②、37①）また、当該労働者派遣を行うことをもって、派遣先Aが行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

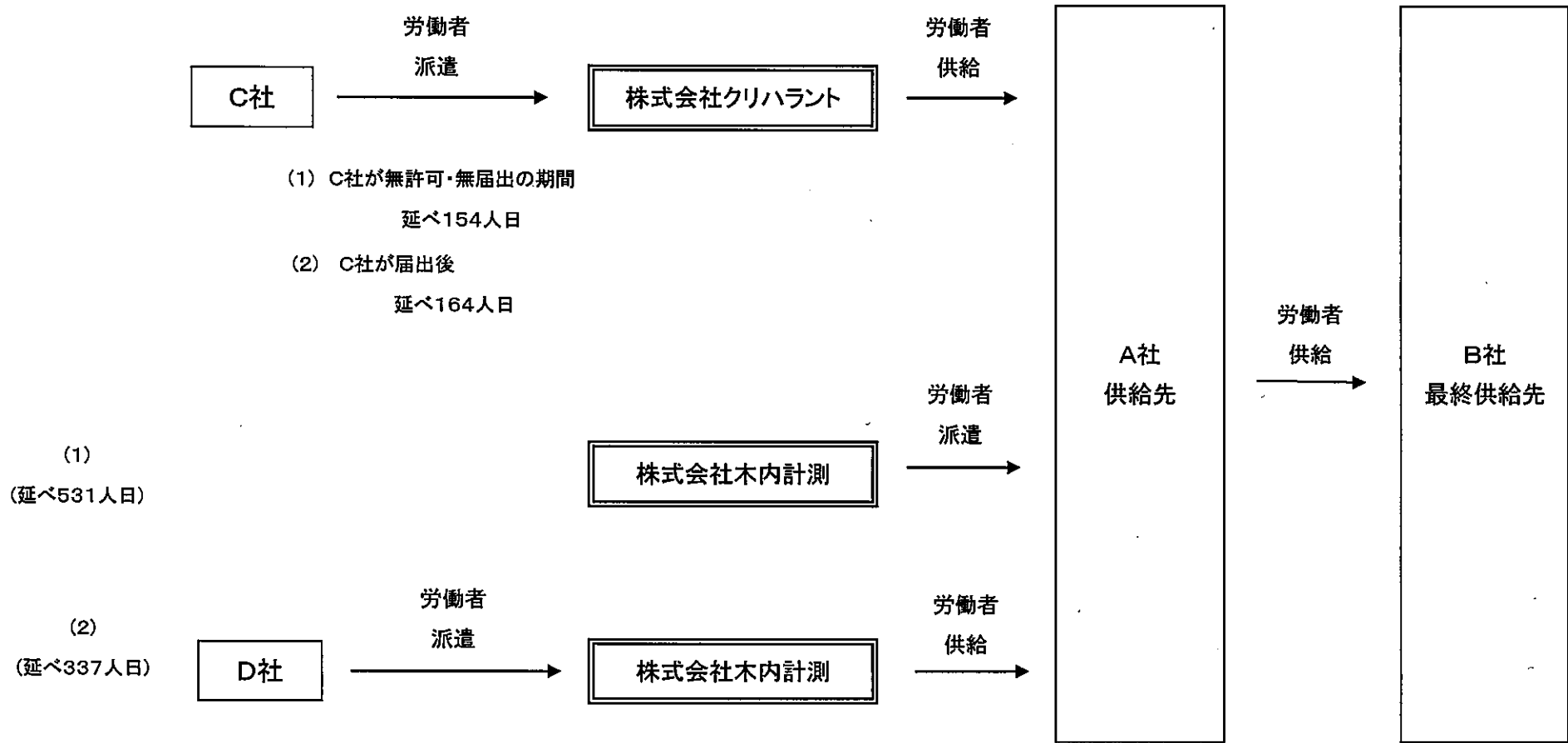
(2) 株式会社木内計測は、平成19年4月1日から平成20年8月31日までの間、出向と称して、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主Dから、派遣労働者延べ337人日の労働者派遣の役務の提供を受けるとともに（労働者派遣法24の2）、この派遣労働者に

ついて、法定の除外事由がないのに、出向と称して供給先Aに対する労働者供給事業を行い、供給先Aを経由して、青森県内の就業場所において、供給先Bの指揮命令の下で工場内の設備の保守点検業務に従事させたこと。(職業安定法44)

第4 労働者派遣事業改善命令の内容（株式会社クリハラント、株式会社木内計測とも）

- 1 労働者派遣事業、請負事業、在籍出向にかかる総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
- 2 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講じること。
- 3 全社にわたり遵法体制を整備すること。

# 事案の概要図



## 参 考

### ○労働者派遣事業の種類

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

特定労働者派遣事業とは、常用雇用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

### ○労働者派遣法（抄）

(派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止)  
第24条の2 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

5 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、法第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(派遣労働者であることの明示等)

### 第32条

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であって、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあっては、その旨を含む。）を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの

三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被

保険者資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

### 三 その他厚生労働省令で定める事項

#### (労働者派遣の期間)

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の1月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

#### (派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 従事する業務の種類

七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

八 その他厚生労働省令で定める事項

#### (労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められて

いる場合 その定められている期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 1年

- 3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

(派遣先責任者)

第41条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。

イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）

ロ 当該派遣労働者に係る第39条に規定する労働者派遣契約の定め

ハ 当該派遣労働者に係る第35条の規定による通知

二 第40条の2第5項及び次条に定める事項に関すること。

三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。

四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。

五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第42条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣元事業主の氏名又は名称

二 派遣就業をした日

三 派遣就業をした日ごとの始業、及び終業した時刻並びに休憩した時間

四 従事した業務の種類

五 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

六 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

七 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他

労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（権限の委任）

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

○職業安定法（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。